平成２８年（フ）第３２号
兵庫県宍粟市山崎町横須53番地３
債務者　森本　祥史
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４５号
佐賀県唐津市桜馬場1299番地
債務者　坂口　義彦
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４６号
佐賀県唐津市相賀5391番地１
債務者　新　　和昭
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１３４号
佐賀県多久市北多久町大字多久原3269番地２、前住所福岡県久留米市東櫛原町711番地１コアマンションフェスティオ久留米301号
債務者　伊東誠一郎
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目８番地　東峰マンション弥生が丘704
債務者　平田由紀子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
佐賀市天祐団地６番13号
債務者　犬塚　絹枝
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
奈良県五條市須恵２丁目２番28号
債務者　戸根　昭代
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１４号
奈良県五條市岡口２丁目２番19号藤井荘１－２
債務者　崎山　幸利
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第９５号
神奈川県逗子市山の根２丁目４番16号　渡辺荘201
債務者　廻　　正勝
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目12番地６－101
債務者　福田　　真
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目１番地68　Ｂ
債務者　三橋　　昭
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目５番７－305号
債務者　小林今朝春
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１１０号
神奈川県横須賀市津久井１丁目５番７－305号
債務者　小林八重子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７６５号
愛知県海部郡蟹江町宝２丁目６番地　ナビアⅡ　２Ｎ
債務者　成松志摩男
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１号
青森県八戸市大字新井田字朴木沢11番地１
債務者　藤田　博子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
秋田県北秋田市大町８番３号サンハウス仲町202号、前住所秋田県北秋田市東横町５番30号松橋アパート１号
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４５号
秋田県鹿角市花輪字合ノ野109番地２、前住所秋田県鹿角市花輪字寺ノ後166番地ピアコートマリオン茜104号
債務者　川又　龍馬
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
秋田地方裁判所大館支部